

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第36号）

1 異議申立ての対象となった本件開示請求の保有個人情報

石川県職員採用候補者試験第1次試験合格者に係る人事課の面接評定書に記載された保有個人情報

2 担当課（所）

総務部人事課

3 異議申立て等の経緯

ア H24.10.26	開示請求	エ H24.12.28	諮問
イ H24.11.9	不開示決定	オ H27.11.17	答申
ウ H24.11.19	異議申立て		

4 諮問に係る審査会の判断結果

不開示とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第14条第2号 (評価等情報)</p> <p>条例第14条第7号 (事務事業情報)</p>	<p>既に行われている「面接試験評定書」の公文書の公開によれば、面接試験評定書中の評定結果を記載する表には、評定項目別に評定結果の記載欄並びに特記すべき事項を示した欄及び採用上の問題点の欄があり、評定欄及び特記すべき事項欄には、あらかじめ、具体的な評定方法及び具体的な事項が印字記載されており、それぞれの欄に、各試験委員の面接時における評価、所見の具体的な記載がなされている。表外の部分には、受験者及び試験委員氏名を記入する欄が設けられている。</p> <p>面接評定書は、試験委員によって、開示されないことを前提に、不利益な評価を含めありのままに評価、所見が記載されている文書であるため、仮に当該文書が本人に開示されることが前提となった場合、試験委員が率直な評価等を控えることで、面接が形骸化し、正確な評価ができなくなり、当該事務の目的達成に支障が生ずるおそれがあることは否定できないため、条例第14条第2号の規定に該当し、不開示は妥当である。</p> <p>また、実施機関が不開示とした面接試験評定書中には試験委員氏名の欄が含まれている。この部分は、率直な評価等の記載する者が特定でき、評価等における記載と一体となすものであることは明白であるため、不開示は妥当である。</p> <p>評定欄には、あらかじめ、具体的な評定方法が記載され、特記すべき事項欄には、具体的な事項が記載されており、これを公にすると試験委員の質問事項等を推測させる評定の観点及び視点並びに方法等が明らかとなり、このことに着目した受験対策等を過度に助長し、職員採用に係る事務事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、条例第14条第7号の規定に該当し、不開示は妥当である。</p>

5 審議経過

審査回数 4回

答申第36号

答 申 書

平成27年11月

石川県個人情報保護審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった保有個人情報につき不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成24年10月26日に実施機関に対し、次の個人情報の開示請求を行った。

(1) 平成9年度及び平成12年度の石川県職員採用候補者上級試験（試験区分：行政）の第1次合格者を対象とした人事課による面接の内容、評価について並びに平成15年度の石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）（試験区分：行政）の第1次合格者を対象とした人事課による面接の内容、評価について

(2) 平成9年度及び平成12年度の石川県職員採用候補者上級試験（試験区分：行政）の第1次合格者を対象とした人事課による面接の結果について並びに平成15年度の石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）（試験区分：行政）の第1次合格者を対象とした人事課による面接の結果について

2 実施機関は、本件開示請求に対応する保有個人情報として、

(1) 平成9年度及び平成12年度の石川県職員採用候補者上級試験（試験区分：行政）における人事課の面接試験評定書並びに平成15年度の石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）（試験区分：行政）における人事課の面接試験評定書

(2) 上記年度における人事課による面接結果

以上を特定した上で、平成24年11月9日付けで、(2)については開示することとし、(1)については、適正な試験事務の遂行及び公正な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第14条第2号及び第7号に該当するとして不開示決定処分（以下「本件処分」という。）とし、同日付で異議申立人に通知した。

3 異議申立人は、平成24年11月19日に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し、異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

4 実施機関は、平成24年12月28日に条例第37条第1項の規定により、石川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に本件申立てに対する決定について諮問した。

### 第3 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人が自身の面接の内容及び評価を知っても、口外することは無いため、試験事務に影響を与えることはない。
- (2) 実施機関は、理由説明書において、保有個人情報不開示の理由を「記載内容に対する質問や批判等をおそれ、面接委員が率直な評価等を控えることで、当該事務の目的及び意義が失われるおそれがある」としているが、質問や批判等にこたえられないようであれば、面接委員としての資質が無いことになる。さらに「面接が形骸化」するかどうかについても、面接委員の能力によるところが大きい。
- (3) また、実施機関の理由説明書において、「面接委員の質問事項等を推測させる評定の観点及び視点並びに評定方法等が明らかとなり、そのことに着目した面接対策を過度に助長し、結果として正確な事実の把握を困難にする」としているが、面接対策も受験対策の一つであり、受験者の努力を「過度に助長」と評価することは誤りであり、市販の面接対策に関する書籍でも、面接委員の質問の意図が記載されており、「正確な事実の把握が困難」になるかどうかは面接委員の能力による。

### 第5 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 不開示情報については、面接における受験者の率直な評価や意見等を記載したものであり、開示することが前提となれば、記載内容に対する質問や批判等をおそれ、面接委員が率直な評価等を控えることで、面接が形骸化し、当該事務の目的及び意義が失われるおそれがある。  
このことから、不開示部分は、条例第14条第2号に該当する。
- (2) また、不開示情報を開示することにより、面接委員の質問事項等を推測させる評定の観点及び視点並びに評定方法等が明らかとなり、そのことに着目した面接対策を過度に助長し、結果として正確な事実の把握を困難にするおそれがある。  
このことから、不開示部分は、条例第14条第7号にも該当する。

### 第6 審査会の判断理由

#### 1 基本的な考え方

条例の目的は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することにある。

この目的を達成するためには、県が保有する個人情報、本人に開示することを原則とすべきであるが、情報の中には、開示することにより本人以外の第三者の正当な利益を損なうもの、又は、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの等が考えられる。

このため、当審査会は、開示の原則を基本として、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するという理念に立って条例を解釈し、以下、判断するものである。

## 2 本件保有個人情報について

本件開示請求に対応する保有個人情報は、平成9年度及び平成12年度の石川県職員採用候補者上級試験（試験区分：行政）における人事課の面接試験評定書並びに平成15年度の石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）試験区分：行政）における人事課の面接試験評定書に、請求者の評定及び特記すべき事項として「面接試験評定書」に記載された保有個人情報である。

当審査会は、実施機関から本件保有個人情報が記録された公文書である「面接試験評定書」の提示を受けて保有個人情報を直接見分した。

なお、異議申立人は、平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）における人事課による面接の評価基準を記載した文書についての公開請求を行っていたところ、これについては平成24年11月9日付けの公文書公開決定により、平成7年度から平成23年度までの「面接試験評定書」は公開を受けているところであり、この「面接試験評定書」には評定結果を記載する表の表頭、評定項目並びに採用上の問題点及び表外の部分（受験者氏名、評定者氏名を記入する欄）の記載があることについては、異議申立人は既に了知しているところである。

## 3 具体的な判断及びその理由

実施機関は、本件不開示部分が、条例第14条第2号及び同条第7号に規定する不開示情報に該当する旨主張していることから、これについて検討し、判断する。

### (1) 条例第14条第2号及び同条第7号の不開示情報について

条例第14条第2号は、「個人の評価等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しない旨規定している。また、条例第14条第7号は、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しない旨規定している。

### (2) 条例第14条第2号及び同条第7号の不開示情報の該当性について

当審査会の見分結果によれば、本件公文書は「面接試験評定書」と表題され、評定結果を記載する表には、評定項目別に評定結果の記載欄並びに特記すべき事項を示した欄及び採用上の問題点の欄があり、評定欄及び特記すべ

き事項欄には、あらかじめ、具体的な評定方法及び具体的な事項が印字記載されており、それぞれの欄に、各試験委員の面接時における評価、所見の具体的な記載がなされている。表外の部分には、受験者及び試験委員氏名を記入する欄が設けられている。

ア 実施機関は、面接試験評定書への試験委員の具体的な評価、所見の記載について、面接における受験者の率直な評価や意見等を記載したものであり、開示することが前提となれば、記載内容に対する質問や批判等をおそれ、試験委員が率直な評価等を控え、結果として面接が形骸化するとして、不開示とした。

当審査会で本件評定書を見分したところ、面接評定書は、試験委員によって、開示されないことを前提に、不利益な評価を含めありのままに評価、所見が記載されている文書であるため、仮に当該文書が本人に開示されることが前提となった場合、試験委員が率直な評価等を控えることで、面接が形骸化し、正確な評価ができなくなり、当該事務の目的達成に支障が生ずるおそれがあることは否定できないため、条例第14条第2号の規定に該当し、不開示は妥当である。

また、実施機関が不開示とした「面接試験評定書」中には試験委員氏名の欄が含まれている。審査会で「面接試験評定書」を見分したところ、この部分は、率直な評価等の記載する者が特定でき、評価等における記載と一体となすものであることは明白であるため、不開示は妥当である。

イ 実施機関は、評定及び特記すべき事項欄中のあらかじめ記載された事項について、面接委員の質問事項等を推測させる評価の観点及び視点に係る情報であるため、これを開示すると、そのことに着目した面接対策を過度に助長し、結果として正確な事実の把握が困難になるとして、不開示とした。

当審査会の見分結果によれば、評定欄には具体的な評定方法が記載され、特記すべき事項欄には、具体的な事項が記載されており、これを公にすると評定の観点及び視点並びに方法等が明らかとなり、このことに着目した受験対策等を過度に助長し、職員採用に係る事務事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

よって条例第14条第7号の規定に該当し、不開示は妥当である。

以上のことから、本件保有個人情報については、条例第14条第2号及び条例第14条第7号に該当し、不開示とした本件処分は妥当である。

## 第7 まとめ

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第8 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の西委員は、当審査会の了承を得て本件諮問案件の審議を回避した。

(別 表)

### 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年12月28日	諮問（諮問第33号）を受けた。
平成25年 5月21日	実施機関（総務部人事課）から理由説明書を受理した。
平成25年 6月18日	異議申立人から意見書を受理した。
平成25年 7月11日 （第29回審査会）	事案の審議を行った。
平成27年 5月28日 （第36回審査会）	事案の審議を行った。
平成27年 8月19日 （第37回審査会）	事案の審議を行った。
平成27年10月20日 （第38回審査会）	事案の審議を行った。